

資格情報のお知らせ または 資格確認書を 令和7年3月に一斉交付します！

お持ちの保険証の有効期限は令和7年3月31日です。

被保険者全員のマイナ保険証の保有状況を
全板国保が国のシステムに確認し、支部を經由して
交付します（手続きは不要です）。

① マイナ保険証を持っている方

（マイナンバーカードの保険証利用登録をしている場合）

『**資格情報のお知らせ**』を交付

- ※ ご自身の被保険者資格等を把握するために交付します。
- ※ 資格情報のお知らせのみでは受診できません。
マイナ保険証で受診してください。



② マイナ保険証を持っていない方

（マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない場合）

『**資格確認書**』を交付

- ※ 病院等を受診する際に窓口でご提示ください。

マイナ保険証のご利用をお願いします

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」が必要です（登録は1回のみ）。

未登録の方は右の二次元コードよりご登録いただくか、病院等を受診する際にマイナンバーカードを持参し、窓口でもご登録が可能です。



デジタル庁
お申込み特設サイト